

# 【令和7年度教員選考検査受検者】大学3年生・大学院1年生向け 令和6年度 山梨県小学校教員確保推進事業費補助金 募集要項

山梨県教育委員会では、本県の次代を担う子どもたちの教育を支える優秀な教員の確保を図るため、山梨県内の公立小学校に教諭として一定期間勤務することを条件に、日本学生支援機構から貸与を受けた奨学金の返還の一部を補助する事業を実施します。

この事業により奨学金返還への補助を受けるためには、山梨県公立学校教員選考検査（以下「教員選考検査」といいます。）の受検前までに、山梨県教育委員会から補助金交付対象者の認定をあらかじめ受けておく必要があります。

今回は、令和8年度に県内の公立小学校の教諭として就業（令和7年度実施の教員選考検査の受検）を予定している方を対象に、補助金交付対象者の認定を受ける方を募集するものです。

奨学金返還の支援を希望する方は、是非応募して下さい。

## 1 補助金の流れ

| 時期                        | 行為主体    | 内容  |
|---------------------------|---------|---|
| 教員選考検査前年度<br>(大学生の場合3年生)  | 対象者→県教委 | 補助金交付対象者の認定の申請（この募集を受けた申請）                    |
|                           | 県教委→対象者 | 補助金交付対象者の認定                                   |
| 教員選考検査実施年度<br>(大学生の場合4年生) | 対象者     | 教員選考検査の受検・合格                                  |
| 教員採用1年目                   | 対象者→県教委 | 補助金の交付申請（認定を受けた方のみ申請可能）                       |
|                           | 県教委→対象者 | 補助金の交付決定<br>※申請者が補助対象人数をこえる場合は教員選考検査の成績順で交付決定 |
| 教員採用<br>2年目から11年目         | 対象者→県教委 | 毎年度の状況報告<br>補助金概算払請求（希望する場合）                  |
|                           | 県教委→対象者 | 補助金の支払い                                       |

※原則、採用11年目に補助対象額を一括交付しますが、採用2年目以降、概算払請求により、補助対象額を10年で分割した額の支払いを毎年度受けられます。

## 2 対象者

申込日現在で、次の各号のすべてに該当する方であれば、大学生・既卒者を問わず、応募できます。

- (1) 日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）を返還予定又は返還中の方
- (2) 教員選考検査を初めて受検する方  
(大学院生及び既卒者も、大学生時代を含め初めて受検する方が対象です。)

- (3) 原則として教員選考検査を通過した翌年度の4月1日に本県の小学校教諭として就業\*し、大学を卒業後10年経過するまでの期間、勤務する予定の方

\*教員選考検査の募集要項にある大学院進学等の特例や教育委員会が4月2日以降の採用を承認した場合は除きます。

**3 補助対象人数**

20名程度

※今回の認定を受ける方の数に上限はありませんが、最終的に補助対象となる人数は、20名程度になります。

**4 募集期間**

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

**5 補助金の内容**

## (1) 補助対象額

- ◆ 補助対象額は、大学又は大学院の在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち、下記表の額です。

| 区分   | 補助金の額   |
|--|---|
| 1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間  | 卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内   |
| 2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間  | 卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、日本学生支援機構が定める第一種奨学金の貸与月額区分の月額の上限を最高額とする） |
| 3 第一種奨学金、第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間  | 卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、補助上限額は、2の区分と同様）       |
| ※ 2及び3の区分において、通学形態の変更の事由が生じた月の月額の補助上限額は、自宅外通学の区分の下欄に定める月額の最高額とする。<br>※ 給付型奨学金と併給している期間がある場合も、上記1から3の区分の額とする。 |   |

例1) 国公立大学・自宅通学・第一種奨学金の貸与月額45,000円の場合

- ・ 貸与を受けた額：45,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,080,000円
- ※1,080,000円全額が補助対象額となります。

例2) 国公立大学・自宅通学・第二種奨学金の貸与月額60,000円の場合

- ・ 貸与を受けた額：60,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,440,000円
- ※国公立大学・自宅通学・第一種奨学金の月額45,000円が上限となるため、1,080,000円が補助対象額となります。

- ◆ 既卒者の場合、上記金額を10で割った金額に、大学卒業から本県公立小学校教員として採用されるまでの年数を掛けた金額は、補助対象外となります。

例1) 国公立大学・自宅通学・第一種奨学金の貸与月額45,000円の方が、大学卒業後5年目に本県の公立小学校教諭になった場合

- ・ 貸与を受けた額：45,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,080,000円
- ・ 補助対象外：1,080,000円÷10×4年（採用されるまでの年数）＝432,000円
- ・ 補助対象額：1,080,000円－432,000円＝648,000円

(2) 補助金の交付方法

- ◆ 認定を受けた方は、教員選考検査を通過した翌年度の4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用された後、補助金の交付申請を行います。県教育委員会は、交付申請に対し、予定していた補助対象人数の範囲内で、交付決定を行います。  
 ※ 申請者が予定人数をこえる場合は、選考検査の成績順で交付決定を行います。
- ◆ 補助金の交付決定を受けた者は、県内の公立小学校に教諭として勤務した期間に応じて、補助金の交付を受けられます。補助金交付は、原則として、大学又は大学院を卒業してから10年経過した時に一括して交付しますが、希望する場合には概算払により、毎年度交付を選択することもできます。 毎年度交付する場合の金額は次によります。

$$\text{毎年度交付額} = \text{交付決定額} \times (\text{前年度勤務した月数} \div 12) \div 10$$

< 補助金交付の例 >

国公立大学・自宅・第一種奨学金を受給していた者の場合の例 交付決定額 45,000円×24ヶ月(卒業前2年)=1,080,000円 毎年度概算払額 1,080,000円÷10年=108,000円 単位：円

|                  | 交付決定額                              | 毎年度概算払額<br>(概算払をした場合) | 教員1年目 | 教員2年目   | 教員3年目   | 教員4年目   | 教員5年目   | 教員6年目   | 教員7年目   | 教員8年目   | 教員9年目   | 教員10年目  | 教員11年目  | 交付額       |
|------------------|------------------------------------|-----------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 大学生              | 1,080,000                          | 交付決定額÷10              | 0     | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 108,000 | 1,080,000 |
| 既卒者<br>(卒業後4年経過) | 648,000<br>(1,080,000円÷10×(10-4)年) | 交付決定額÷10              | 0     | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 64,800  | 648,000   |

※概算払の場合は、前年度までの勤務状況を確認し、支払い

**6 応募方法**

募集期間内(必着)に次のとおり提出書類を提出してください。

- (1) 提出方法 持参又は簡易書留
- (2) 提出先 〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1  
山梨県教育庁義務教育課人事担当

(3) 提出書類

- ① 交付対象者認定申請書【様式第1号】
- ② 履歴書【様式第2号】
- ③ 奨学金の借入を証する書類(奨学生証の写し)
- ④ 在学証明書(大学又は大学院生の場合のみ)
- ⑤ 卒業証明書(既卒者の場合のみ)
- ⑥ 貸与月額を変更した者は変更されたことが分かる書類(通帳の写しなど)  
 ※通帳の写し等を提出する場合は該当部分以外を黒塗りしてください。
- ⑦ 第二種奨学金の貸与者で自宅外から通学している者のみ下記の書類提出  
 ○家計支持者と別住所であることが確認できる書類  
 (住民票、アパートの契約書の写しなど)

**7 交付対象者の認定の取り消し**

次のいずれかに該当したときは、補助金交付対象者の認定の取り消し等の措置を行います。

- ① 本補助金の受給を辞退しようとする場合
- ② 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合

- ③ 留年、1年をこえる期間の休学又は停学の処分を受けた場合
- ④ 退学した場合
- ⑤ 選考検査を通過した後、直近の4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用されなかった場合（大学院進学等教育委員会が特例として認めた場合は除きます）
- ⑥ 奨学金返還を滞納した場合

## 8 問い合わせ先

山梨県教育庁義務教育課人事担当

TEL 055-223-1757 FAX 055-223-1759

E-mail gimukyo@pref.yamanashi.lg.jp

制度の案内、様式等は、山梨県教育庁義務教育課のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。（「山梨県 教員 奨学金」で検索できます。）

<https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/koudoka/kyouinkakuho.html>

お気軽にお問い合わせください。



## 9 よくある質問

Q：今回の認定を受けたら、必ず山梨県の教員選考検査を受けなければならないですか。

A：必ず受ける必要はございません。交付対象者の認定を受けた後、事情変更により教員以外に進路を変更し、教員選考検査を受けない場合は、問い合わせ先へ連絡の上、交付対象者認定辞退届【様式第6号】を提出してください。

Q：今回の認定を受けていなくても、教諭として採用された後に、補助金の交付申請ができますか。

A：今回の認定を受けていなければ、補助金の交付申請をすることはできません。補助金の交付を希望する方は、必ず今回申請を行い、認定を受けてください。

Q：今回の認定を受けたら、必ず補助金の交付を受けられますか。

A：補助対象人数（交付決定者）には限りがあるため、今回の認定を受けても補助金の交付対象とならない可能性もあります。希望者が補助枠をこえる場合は、教員選考検査の成績順で交付決定者を決定します。

Q：今回の認定を受けた後、県教育委員会から情報提供はありますか。

A：認定を受けた方に対して、交付対象者認定通知書をお送りします。その後、教員採用検査を受ける方には県教育委員会より、本県の教員採用検査に関する情報を定期的に送らせていただきます。また、交付対象者で教員採用検査を合格した方には交付申請の手続きについて、別途ご案内します。

山梨県教育委員会教育長 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県小学校教員確保推進事業費補助金交付対象者認定申請書

交付対象者の認定を受けたいので、山梨県小学校教員確保推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

|   |                                |  |  |          |
|---|--------------------------------|--|--|----------|
| 区分  | 大学生 既卒者<br>※ いずれかにマル（○）をしてください |  |  |          |
| 私は、これまで山梨県教員選考検査を受検したことが無く、山梨県の公立小学校の教諭として採用された後、大学又は大学院の卒業後から10年間経過するまでの期間、山梨県内の公立小学校の教諭として勤務する見込みです。<br>はい・いいえ ※該当にマル（○）をしてください |                                |  |  |          |
| 申請者   | 住 所                            | 〒  |  |          |
|   | (ふりがな) 氏 名                     |  |  |          |
|   | 生年月日                           | 年 月 日  |  |          |
|   | 電話番号                           | ※必ず本人に繋がる電話番号を記載すること                                     |  |          |
| (申込日現在) 修学状況  | 大学等名称<br>(既卒者の場合は卒業したもの)       | 大学<br>大学院  | 学部<br>研究科  | 学科<br>専攻 |
|   | 所在地                            | 〒  |  |          |
|   | 在籍学年<br>(大学生の場合)               |  | 卒業予定<br>又は卒業年月   | 年 月      |
|   | 奨学金受給の形態                       | 自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日<br>自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日            |  |          |
| 奨学金   | 名 称                            | 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金                                     | 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金                                     |          |
|   | 金 額                            | 円/月<br>(総額 円)<br>※新たに貸付を希望する者は希望額を記載。<br>※卒業前2年間の貸与額を記載。 | 円/月<br>(総額 円)<br>※新たに貸付を希望する者は希望額を記載。<br>※卒業前2年間の貸与額を記載。 |          |
|   | 貸与期間                           | 年 月 日～<br>年 月 日  | 年 月 日～<br>年 月 日  |          |

※添付書類

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 奨学金の借り入れを証する書類
- (3) 在学証明書（大学又は大学院生の場合のみ。）
- (4) その他教育長が必要と認める書類

# 履 歴 書

年 月 日現在

|             |          |
|-------------|----------|
| ふりがな        |          |
| 氏 名         |          |
| 年 月 日生（満 歳） | ※<br>男・女 |

写真をはる位置

1. 縦 40 mm  
横 30 mm
2. 本人単身  
胸から上
3. 裏面のり  
づけ

|       |      |
|-------|------|
| ふりがな  | 電話   |
| 現住所 〒 | (携帯) |
|       | (固定) |
| ふりがな  | 電話   |
| 連絡先 〒 | (携帯) |
|       | (固定) |

（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入）

| 年 | 月 | 学歴・職歴（中学校卒業以後の経歴を記載） |
|---|---|----------------------|
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |
|   |   |                      |

|           |      |
|-----------|------|
| 得意科目・専攻科目 | 健康状態 |
|-----------|------|

メールアドレス（本人）：

|                 |
|-----------------|
| (ふりがな)<br>保護者氏名 |
| 住 所 〒           |
| メールアドレス：        |
| 電話番号：           |

記入上の注意

1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記具で記入。
2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
3. ※印のところは、該当するものを○で囲む。
4. メールアドレスは県から採用や教育関係の情報提供等を行うためのみ使用します。